

第4章 基本施策の推進に向けて

1 基本施策の方向性

前章に記載した「2つの方向性」を基本として施策を推進するために、具体的な施策体系では、基本施策の方向性Ⅰとして、「安全で良好な環境を保全する」を、方向性Ⅱとして、「安心で快適な環境を共に創る」を位置づけます。

「安全で良好な環境を保全する」には、大気や水などの環境を保全するため、各種規制等の基盤となる取組に加えて、大気や水に関わる事故等の発生時に適切に対応する取組などを、基本施策Ⅰ-1として設定します。

「基本施策の方向性Ⅰ 安全で良好な環境を保全する」 (基盤となる取組)

- ・基本施策Ⅰ-1「大気や水などの環境保全」

また、「安心で快適な環境を共に創る」には、市民が身近な地域で安心して快適に暮らせる環境を、市民や事業者と連携して共に創るため、市民実感等の向上を図る新たな視点による取組を、基本施策Ⅱ-1から4として4つ設定します。

「基本施策の方向性Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」 (新たな視点による取組)

- ・基本施策Ⅱ-1「環境配慮意識の向上」
- ・基本施策Ⅱ-2「多様な主体との協働・連携」
- ・基本施策Ⅱ-3「事業者の自主的な取組の促進」
- ・基本施策Ⅱ-4「環境影響の未然防止」

さらに、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むという持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を踏まえ、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら施策を推進します。

なお、「2つの視点」による取組を整理するため、環境分野間の連携や他分野の施策との連携について「複合的な環境施策の展開」として示すとともに、地域特性等から本市を3つの地域区分に分類した「地域の特性を踏まえた取組」を示します。

2 基本施策

(1) 基本施策の構成

基本施策は、次のとおり「施策」、「具体的取組」、「リーディングプロジェクト」等から構成されます。それぞれの内容は、以下のとおりです。

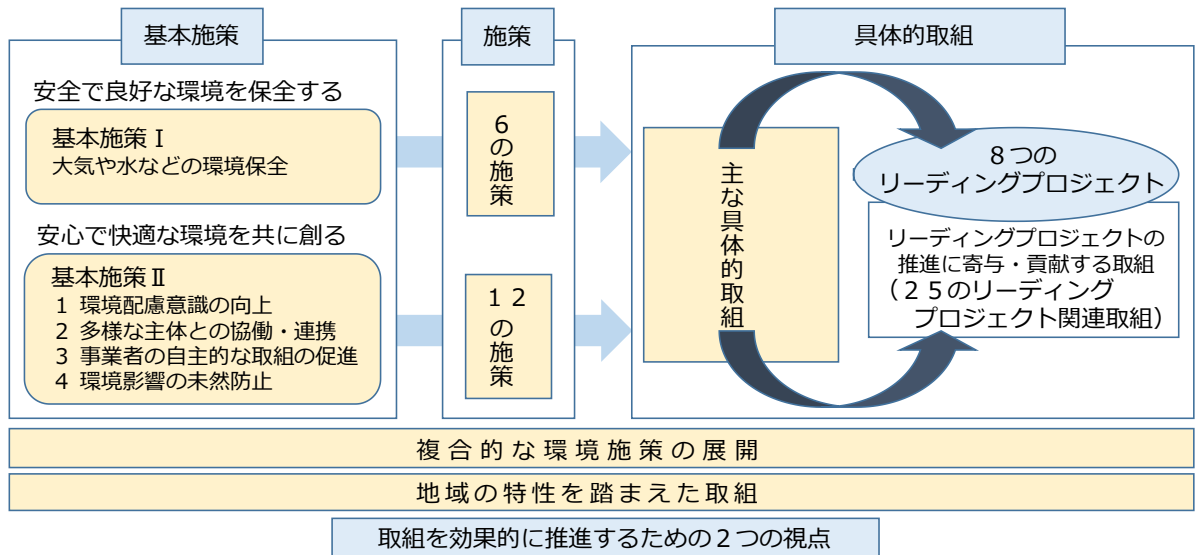


図 4-1 施策体系図

<施策>

基本施策 I、II の下に、「施策」を設定します。【P. 53 (3) 施策 参照】

<具体的取組>

それぞれの施策には「具体的取組」が紐づき、第6章には具体的取組のうち主なもの（以下「主な具体的取組」という。）を記載しています。

【P. 80 第6章 2 具体的取組 参照（詳細は巻末付属資料 付-16～28 参照）】

<リーディングプロジェクト>

基本施策を進める上で核となる取組として、8つの「リーディングプロジェクト」を設定し、その取組の推進に寄与・貢献するものを「リーディングプロジェクト関連取組」として位置づけます。【P. 57 (6) 基本施策とリーディングプロジェクト 参照】

【リーディングプロジェクトの詳細はP. 64 第6章 1 リーディングプロジェクト 参照】

<取組を効果的に推進するための2つの視点>

○複合的な環境施策の展開 【P. 58 (7) 複合的な環境施策の展開 参照】

・主要な環境分野との連携

脱炭素化・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待される取組を位置づけます。

・大気や水などの環境に影響する施策との連携

大気や水などの環境に影響する施策は、本市の様々な部局で行われていることから、それらについては大気や水などの環境への効果を踏まえた関連する施策として、本計画にも位置づけます。

○地域の特性を踏まえた取組 【P. 60 (8) 地域の特性を踏まえた取組 参照】

地域の特性や地域ごとの環境の状況を考慮した取組が必要であることから、地域の特性を踏まえた情報を効果的に発信します。

(2) 施策体系

本計画がめざすもの

だれもが、健康で良好な大気や水などの環境を育み、
将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現

大気

目 標

- 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成
- PM2.5の環境基準の達成維持
- 光化学スモッグ注意報0日
- 光化学オキシダント高濃度の低減

基本施策

施策

基本施策の方向性Ⅰ 安全で良好な環境を保全する

基本施策Ⅰ-1 大気や水などの環境保全

【環境保全の基盤となる取組】

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時に適切な対応を行う。



① 大気環境に係る事業所等の監視・指導



② 水環境に係る事業所等の監視・指導



③ 大気環境に係るモニタリングの実施



④ 水環境に係るモニタリングの実施



⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応



⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施



基本施策の方向性Ⅱ

安全で快適な環境を共に創る

基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進により更なる環境負荷の低減をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。



① 大気や水辺に親しむ取組の推進



② 環境教育・環境学習の推進



③ 効果的な情報発信の推進



基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化する。



① 市民協働・連携の取組



② 広域連携等の推進



③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進



基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。



① 交通環境配慮行動の促進



② 事業者の自主的な取組の支援



③ 事業者との情報共有の促進



基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持つよう情報共有を図る。



① 化学物質の適正管理と理解の促進



② 環境影響の低減に向けた取組



③ 環境影響の低減に向けた調査研究





●河川のBOD及び護河部のCODの環境基準適合
●「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加



●市内のPRTR対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減



●大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上

主な具体的取組	取組を効果的に推進するための2つの視点	
<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 ・大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 ・石綿（アスベスト）飛散防止対策に係る届出等の審査・指導 ・水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 ・水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 ・土壌汚染に係る届出等の審査・指導 ・大気環境の監視 ・光化学オキシダントに係る監視 ・河川、海域の水質調査 ・地下水質の監視 ・精密水準測量による地盤沈下量の監視 ・騒音、振動に係る苦情相談対応 ・悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応 ・事故時の対応 ・災害時の対応 ・水処理センターの高度処理化の推進 ・合流式下水道の改善の推進 ・下水道利用の促進 ・河川改修事業の推進 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">複合的な環境施策の展開</p> <p>主要な環境分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脱炭素化 ○自然共生 ○資源循環 <p>大気や水などの環境に影響する施策との連携</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域の特性を踏まえた取組</p> <p>地域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○南部 ○中部 ○北部
<ul style="list-style-type: none"> ●水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺に親しめる河川環境整備の推進 ・水環境に係る調査及び普及啓発（河川の生物調査など） ・大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進 ●環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺に親しむイベント等の実施 ・地域環境リーダーの育成 ・「エコシティたかつ」推進事業の取組 ・多様な世代に合わせた情報発信 ・地域ごとの取組や環境データの情報発信 ・情報発信等による次世代自動車の普及促進 ・自転車の活用に向けた取組の推進 ●市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進 ●市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・緑のボランティアなどの活動支援 ・ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組 ・他自治体連携による取組 ・国、自治体等が連携した東京湾の環境調査 ・新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携 ・国際的な環境保全活動への支援・連携 ・環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援 ●次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組 ●EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進 ・エコ運搬制度の運用 ・工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用） ・VOC等排出削減に向けた取組の推進（事業者等の排出状況の把握及び自主的削減取組の支援） ・中小企業への円滑な資金供給等の推進 ・脱炭素化に向けたエコ化支援の推進 ・事業者交流の取組（事業者との連絡会など） ・事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施 ●環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境・リスクコミュニケーションの促進 ●新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の推進 ・交差点などにおける渋滞緩和対策の推進 ・街路樹の適正な維持管理の推進 ・大気環境に係る調査研究（光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など） ・水環境に係る調査研究（公共用水域における水質改善に係る調査研究など） ・化学物質に係る調査研究（環境リスク評価に係る調査研究など） 		

※主な具体的取組の太字はリーディングプロジェクトを表しています。

(3) 施策

基本施策の下には、取り組むべき施策を位置づけ、本計画に掲げる目標の達成に向けた取組を推進していきます。

○基本施策Ⅰ-1「大気や水などの環境保全」

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行うものとして、次の施策を推進します。

- ① 大気環境に係る事業所等の監視・指導
- ② 水環境に係る事業所等の監視・指導
- ③ 大気環境に係るモニタリングの実施
- ④ 水環境に係るモニタリングの実施
- ⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応
- ⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施

○基本施策Ⅱ-1「環境配慮意識の向上」

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進により更なる環境負荷の低減をめざす。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝えることで実感の向上を図るものとして、次の施策を推進します。

- ① 大気や水辺に親しむ取組の推進
- ② 環境教育・環境学習の推進
- ③ 効果的な情報発信の推進

○基本施策Ⅱ-2「多様な主体との協働・連携」

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、他自治体との広域連携や事業者・学術機関との連携を強化するものとして、次の施策を推進します。

- ① 市民協働・連携の取組
- ② 広域連携等の推進
- ③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進

○基本施策Ⅱ－3「事業者の自主的な取組の促進」

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援するものとして、次の施策を推進します。

- ① 交通環境配慮行動の促進
- ② 事業者の自主的な取組の支援
- ③ 事業者との情報共有の促進

○基本施策Ⅱ－4「環境影響の未然防止」

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民や事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図るものとして、次の施策を推進します。

- ① 化学物質の適正管理と理解の促進
- ② 環境影響の低減に向けた取組
- ③ 環境影響の低減に向けた調査研究

(4) 本計画による取組推進イメージ

大気や水などの環境分野には、大気、水、騒音、振動、土壌など様々な要素があり、従来から環境関連法や市条例に基づく取組が進められてきました。これらの主に規制を中心とした取組は、環境を保全するための基盤となる取組であり、今後も着実に推進すべき重要な取組として、「Ⅰ 安全で良好な環境を保全する」に位置づけています。

また、更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の向上をめざすためには、効果的な情報発信や環境教育を推進することで環境配慮意識の向上を図り、市民や事業者の連携・協力・参加を促進する必要があります。このため、こうした視点を加えた取組として、「Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけています。

本計画では、「Ⅰ 安全で良好な環境を保全する」及び「Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけられている取組を効果的に推進することで、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに設定した目標の達成をめざします。こうした取組推進のイメージを図示すると次の図のようになります。

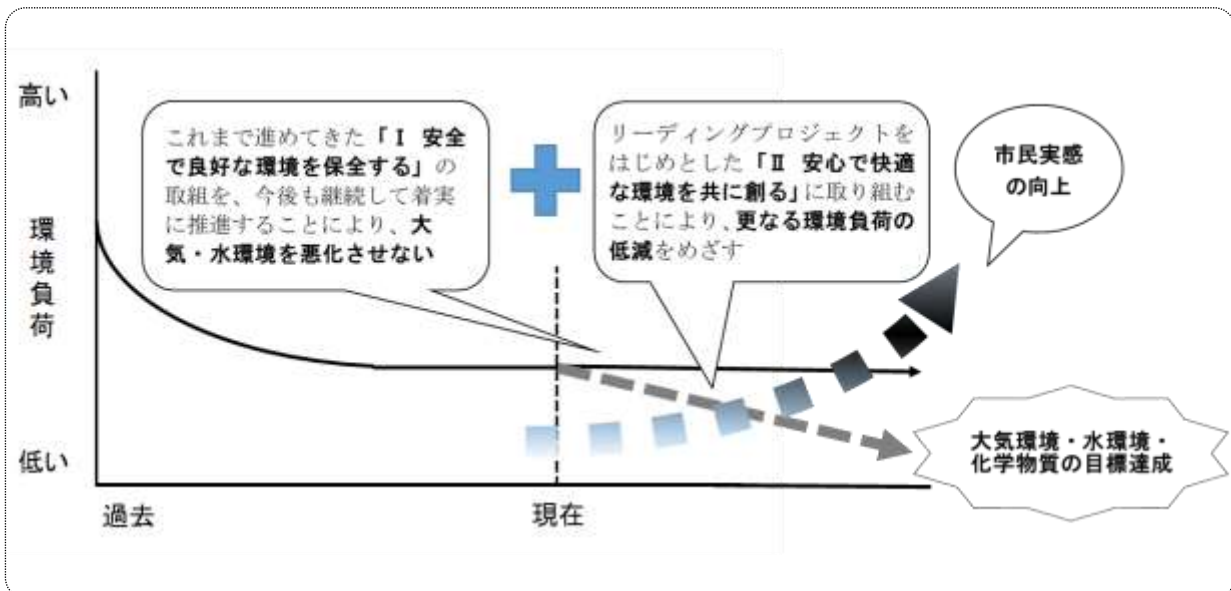
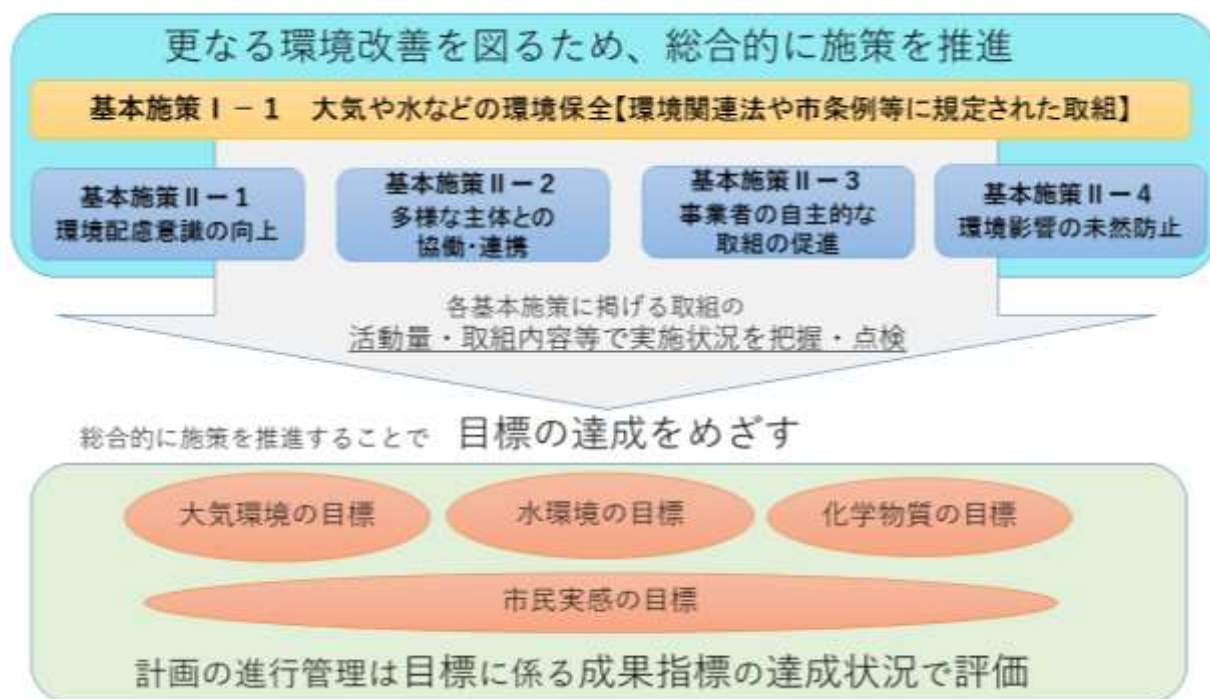


図 4-2 本計画による取組推進のイメージ

(5) 基本施策と目標・指標の関係

本計画の目標は、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに設定していますが、これらの目標を達成するためには、基本施策Ⅰに位置づけられている従来からの環境関連法や市条例等に基づく取組だけでなく、基本施策Ⅱに位置づけられている環境配慮意識の向上を図るための取組である、効果的な情報発信や環境教育等の推進に加えて、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった取組も含めて、総合的に実施する必要があります。こうした本計画の基本施策と大気環境・水環境・化学物質・市民実感の各目標との関係を図示すると下図のようになります。

本計画の進行管理は、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の各目標に係る成果指標で評価し、リーディングプロジェクトを含めた具体的取組については、毎年度、各取組の活動量や取組内容等の実施状況を把握し点検することにより、効果的に取組を推進していくこととします。



* 必要に応じて、取組の修正・見直しを行う

図4-3 基本施策と目標・指標の関係図

(6) 基本施策とリーディングプロジェクト

具体的取組のうち基本施策Ⅰは、主に法律や条例に基づく規制を中心とした環境を保全するための基盤となる取組であることから、今後も着実に各取組を推進していきます。

一方、基本施策Ⅱは、更なる環境負荷の低減や市民実感の向上を図る新たな視点による取組として、今後、効果的に進めていく必要があることから、基本施策Ⅱを推進する上で核となり、先導的な役割を果たす取組として、「リーディングプロジェクト」を設定します。リーディングプロジェクトを率先して実施していくことによって、基本施策Ⅱの取組全体を波及的に促進する効果が期待できます。

リーディングプロジェクトは、基本施策Ⅱの「環境配慮意識の向上」、「多様な主体との協働・連携」、「事業者の自主的な取組の促進」、「環境影響の未然防止」の中で最も関連する基本施策に対応する取組として、8つのプロジェクトを位置づけていますが、その他の基本施策Ⅱの要素も含んだ取組となっています。

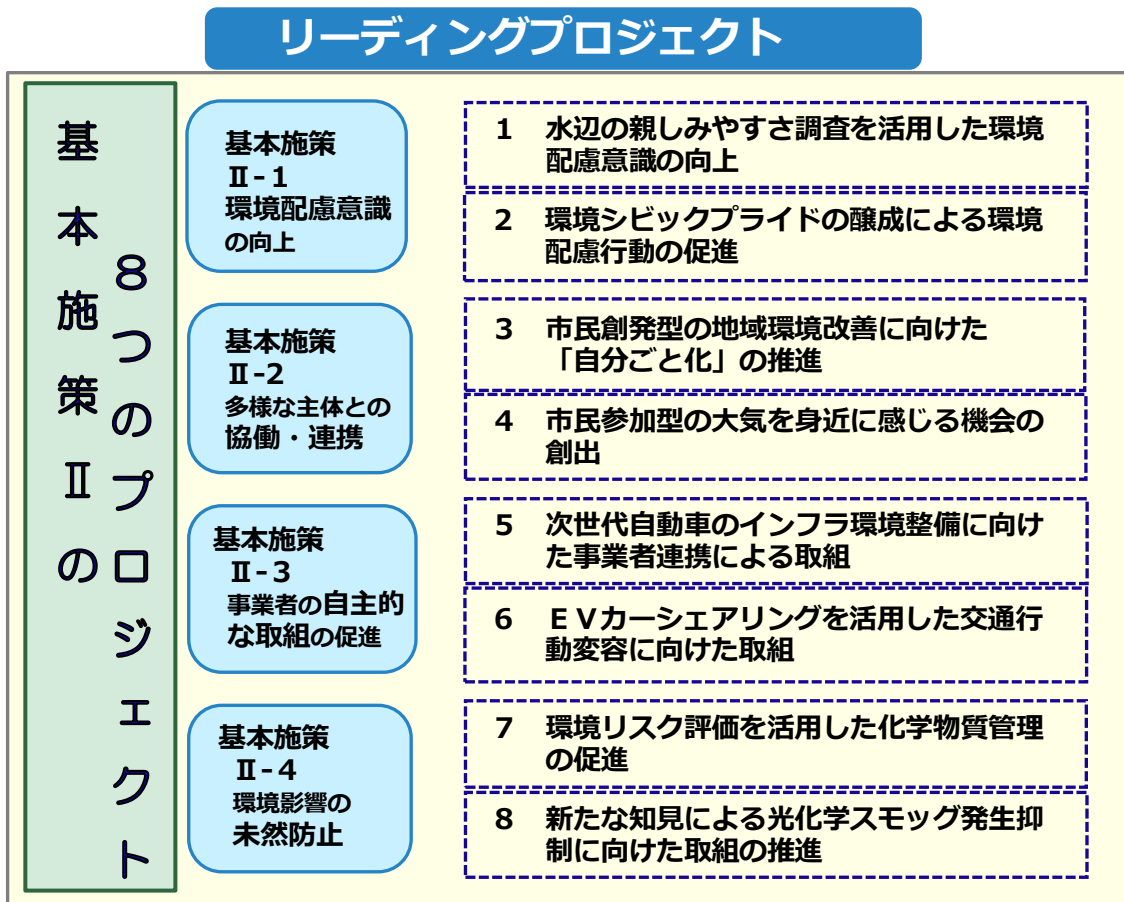


図4-4 リーディングプロジェクトの体系図

なお、主な具体的取組のうちリーディングプロジェクトの推進に寄与・貢献する取組をリーディングプロジェクト関連取組として位置づけています。

(7) 複合的な環境施策の展開

大気や水などの環境に係る取組は、産業振興、健康維持等の多様な地域課題、気候変動等の地球規模の課題等の解決に向けた取組と互いに貢献し合うものであり、環境基本計画においても、環境分野間の連携、SDGs の考え方を活用した社会・経済をはじめとする他分野との統合的施策などの横断的な視点を示すことが掲げられています。

本計画においても、同様な視点により施策の展開を図ることが重要であるため、脱炭素化・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待できる「主要な環境分野との連携」の取組、他分野の施策による大気や水などの環境への効果を踏まえた施策についても連携した取組として示し、関連する様々な分野との連携を図りつつ、複合的に施策を展開します。

ア 主要な環境分野との連携

具体的取組の中で、「大気や水などの環境保全」分野以外の主要な環境分野に関連するものとして脱炭素化・自然共生・資源循環については、期待できる効果とともに取組の一例を示します。

巻末付属資料の取組一覧には、具体的取組ごとに連携する環境分野（脱炭素化・自然共生・資源循環）を記載します。

(ア) 脱炭素化

地球温暖化対策として緩和策や適応策を推進することは、防災・減災など、市民の安全・健康な暮らしや、安定的な事業活動環境の確保などにも寄与していくことが期待されます。大気や水などの環境保全分野から脱炭素へ寄与する取組としては、温室効果ガスの排出量削減に向けた次世代自動車の普及をはじめとした交通環境対策の推進などがあります。

(イ) 自然共生

緑地の保全や緑化の推進、水辺空間の活用等を推進することは、生物多様性の保全のみならず、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和につながり、また、災害時の避難の場や、自然災害の緩和・防止などにも寄与することが期待されます。大気や水などの環境保全分野から自然共生へ寄与する取組としては、多様な水生生物との共生につながる良好な河川・海域の水質保全などがあります。

(ウ) 資源循環

市民・事業者・行政が一体となって、より一層のごみの減量化・資源化を図り、ごみ焼却量が削減されることで大気環境への効果も期待されます。大気や水などの環境保全分野から資源循環へ寄与する取組としては、事業者の廃棄物削減に向けた自主的取組の支援や水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究などがあります。

イ 大気や水などの環境に影響する施策との連携

大気や水などの環境に影響する施策は、本市の様々な部局で行われており、これらの取組が結びつき、つながることで良好な環境に向けた取組が進んでいきます。

本計画では、こうした取組についても、大気や水などの環境への効果を踏まえた関連する施策として連携して取り組んでいきます。大気環境・水環境・化学物質に影響する施策の取組の一例を以下に示します。

(ア) 大気環境に影響する施策

大気汚染物質は、工場・事業場の煙突や自動車等から排出され、高濃度になると健康影響を及ぼすおそれがあるため、法律や条例により排出等を規制する取組に加えて、副次的に大気環境の改善につながる取組も重要な取組として、効果的に推進する必要があります。

- ・大気環境対策：街路樹の適正管理、ごみの減量化・資源化の推進等
- ・交通環境対策：渋滞緩和対策、自転車の活用に向けた取組の推進等
- ・健康影響対策：医療費の一部助成などの健康影響対策等

(イ) 水環境に影響する施策

都市化が進んだ本市においても、水辺に親しめる河川環境の保全が進み、生物の大切な生育環境も守り生まれ、市民が身近な水辺に親しむ機会が創出されてきたことから、市民が環境についてより関心が持てるような機会を提供する必要があります。また、下水道整備や浄化槽の管理及び河川整備等の水環境の保全につながる取組も継続して実施する必要があります。

- ・水質：下水道整備、浄化槽管理、水質検査等
- ・水量：緑地保全、緑化の推進等
- ・水生生物・水辺地：環境に配慮した河川整備、環境教育・環境学習の推進等
- ・水環境保全推進：市民協働・市民参加の推進、自治体連携、国際貢献等

(ウ) 化学物質に影響する施策

毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっている化学物質について、市民の皆様に環境や人の健康に影響を及ぼすものがあることを、正しく理解してもらう必要があります。

- ・化学物質の適正使用：公園緑地の維持管理等

(8) 地域の特性を踏まえた取組

ア 地域区分の考え方及び地域の課題と主な取組

本市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があり、その特徴と市民の生活行動圏に応じて本市を大きく分けると、南部（臨海部）・中部（内陸部）・北部（丘陵部）の3つに分類することができます。

一方で、統計データや環境データはほぼ行政区別に整理されていることから、立地的特徴を踏まえつつ、以下のとおり行政区を基本とした地域区分の考え方を示します。また、各地域の特性・課題及び課題を踏まえた主な取組を示します。

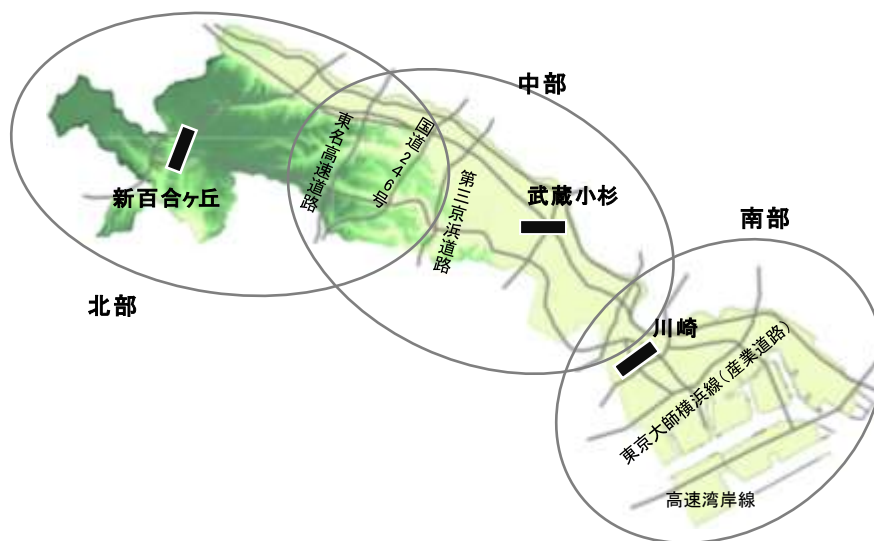


図 4-5 本計画における本市の地域区分

(ア) 南部（臨海部）・・・主に川崎区

産業道路以南の工業専用地域は東京湾に面し、石油化学、鉄鋼、発電所等の大規模な工場が集積しており、近年では研究開発機関や物流施設の集積も進んでいます。また、産業道路以北では工場跡地に大規模集合住宅が建設されるなど、工業・商業地域の一部が住宅地となっており、工場・商業施設・住宅が混在しています。

環境面では、大型車交通量の多い幹線道路（産業道路等）が存在し、沿道等で二酸化窒素の濃度が高い場所が見られます。河口干潟には多様な生物が生息しています。下水道は、市街地は合流式区域で、工業専用地域は下水道処理区域外となっています。

a 主な特性・課題

- ・工業地帯には大規模な工場・事業場が集積している。さらに、物流施設が集積していることから大型車交通量が多く、道路沿道での二酸化窒素濃度が高い。
- ・発生源の特定が困難な広域的な悪臭等の苦情がある。
- ・埋立地の下水道処理区域外では、工場・事業場は基準を満足した処理水を海域に排水している。
- ・干潟など特徴のある水辺地が存在している。

- ・化学物質を取り扱う事業者の多くが臨海部の工場地帯に立地しており、市全体の化学物質排出量の約9割を占めている。

b 主な取組

- ・法律や市条例による工場・事業場の大気汚染に係る監視・指導の実施及び大型車からの大気汚染物質排出量の削減に向けた次世代自動車の普及促進等の取組
- ・広域的な悪臭、粉じん苦情への対応及び未然防止に向けた取組
- ・法律や市条例による工場・事業場の排水に係る監視・指導の実施
- ・多摩川河口干潟や人工海浜を活用した水辺に親しむ取組
- ・環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進

(イ) 中部（内陸部）・・・主に幸区、中原区、高津区

多摩川沿いに広がる比較的平坦な地域です。道路・鉄道網が発達し、交通利便性が高いことから、大規模集合住宅が多く、近年、若年層人口が増加しています。また、住宅地と中小規模の工場、商業地、研究施設等が混在している地域でもあります。

環境面では、河川が市街地近くを流れ、親水護岸整備区間があります。市を横断する幹線道路も居住地近くに存在しています。下水道は合流式区域と分流式区域が混在しています。

a 主な特性・課題

- ・市を横断する幹線道路がある。
- ・主要駅周辺の商業系地域では騒音、振動の苦情が多く、また、飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情も多い。
- ・下水処理が分流方式の区域では、雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している。
- ・河川の親水施設など特徴のある水辺地が存在している。

b 主な取組

- ・道路沿道の排出ガス対策としての交通量削減に向けた再配達抑制等の取組
- ・市民からの騒音、振動、悪臭等の苦情相談への対応
- ・河川の水質改善に向けた市民向け普及啓発の推進
- ・汽水域の多様な生物や、親水護岸を活用した水辺と親しむ取組

(ウ) 北部（丘陵部）・・・主に宮前区、多摩区、麻生区

生田緑地や多摩丘陵等、豊かな自然が残されています。一方で、定住化する都市型住宅が多くなっています。

環境面では、豊かな緑が多く、湧水も多く存在しています。河川には親水護岸整備区間があります。下水道は分流式区域となっていますが、浄化槽も存在しています。

a 主な特性・課題

- ・飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い。
- ・雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している。
- ・飲用井戸が存在している。
- ・湧水地など特徴のある水辺地が存在している。

b 主な取組

- ・野焼き等のばい煙をはじめとする苦情への対応及び未然防止に向けた取組
- ・河川の水質改善に向けた市民向け普及啓発の推進
- ・飲用井戸の保全のための地下水質の監視
- ・湧水地等を活用した水辺と親しむ取組

イ 地域の取組の必要性

本市の大気や水などの環境は、市全体としては環境基準をおおむね達成していますが、環境基準等の達成状況には地域により差異があるため、地域的な特性や課題を把握し、そのことを踏まえた取組を実施することにより、更なる環境負荷の低減につなげる必要があります。

また、大気や水などの環境に関するアンケート等の結果から、地域の環境が良好であるという実感が高まっているとは言えず、良好な環境を保全する取組が地域でどのように行われているか、市民に十分認知されていない状況があると考えられます。そのため、市民が「住んでいる地域の状況」、「住んでいる地域において、どういう目的でどのような取組が行われているか」について理解できるよう情報発信するほか、身の回りの生活環境に目を向けることができる市民参加型の環境調査を実施するなど、身近な地域環境への関心を高めるようにする必要があります。

このため、本計画では具体的取組ごとに関係する地域（南部・中部・北部）を整理した上で、「基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上」の「③ 効果的な情報発信の推進」において、「地域ごとの取組や環境データの情報発信」を位置づけ、身近な地域における環境保全の取組や地域の環境データについて紹介していく取組を進めます。